

## クリーニング所の変更等の手続きについて

変更等内容	提出書類	添付書類など
従業員の雇用・退職	変更届	・クリーニング師の雇用の際は、クリーニング師免許証の原本を見せてください。 ・退職された方に係る添付書類はありません。
店舗の名称変更	〃	特になし
開設者(個人)の住所変更	〃	特になし
開設者(法人)の本社所在地や代表者変更	〃	・登記事項証明書を添付してください。
施設の構造設備の変更	〃	・変更場所を朱書きした平面図を添付してください。 ※計画の段階で当所環境衛生チームにご相談ください。
クリーニング所を承継したい		
(個人)開設者が亡くなった場合 ・個人開設者が死亡のため、相続人が開設者の地位を承継したとき	営業者の地位の承継届	・被相続人が死亡したこと及び被相続人と相続人全員の関係がわかる書類(被相続人の戸籍謄本等) ・相続人が二人以上いる場合は、開設者の地位を承継する方以外の相続人全員の同意書
(法人)会社合併又は分割した場合 ・会社が合併または分割し、営業を承継したとき	〃	・(合併の場合)合併後存続する法人または合併により設立した法人の登記事項証明書 ・(分割の場合)分割により営業を承継した法人の登記事項証明書 ・既にクリーニング所を開業しているときは、その数・所在地・従業者数・クリーニング師氏名を記載した名簿
個人開設者を法人に変更する場合	新規許可申請	・廃止届も必要です。
個人開設者を承継以外で変更する場合	〃	・廃止届も必要です。
店舗を移転する場合	〃	・廃止届も必要です。 ※計画の段階で当所環境衛生チームにご相談ください。
増改築で大きく構造設備が変わる場合	〃	・廃止届も必要です。 ※計画の段階で当所環境衛生チームにご相談ください。
クリーニング所の廃業	廃止届	

※各種届出用紙は県北保健福祉事務所 衛生推進課 環境衛生チームにおいてお渡ししております。

手続き等の詳細については、環境衛生チーム(TEL024-534-4304)までお問い合わせください。